

○原子力規制委員会告示第二号

原子力規制委員会設置法（平成二十四年法律第四十七号）の一部の施行に伴い、並びに放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第二十条の二第三項、国際規制物資の使用等に関する規制（昭和三十六年総理府令第五十号）第四条の二第三項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準の一部を改正する告示を次のように定める。

平成二十五年三月二十九日

原子力規制委員会委員長 田中 俊一

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第一号）の一部を改正する告示

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等に係る電磁的方法による保存をする場合に確保するよう努めなければならない基準（平成二十四年原子力規制委員会告示第一号）の一部を次のように

改正する。

「第2条の11の2第1項」のトビ「、放射性同位元素等による放射線障害の防止に関する法律施行規則（昭和三十五年総理府令第五十六号）第20条の2第1項、国際規制物資の使用等に関する規制（昭和三十六年総理府令第五十号）第4条の2第1項」を加える。

附 則

この告示は、平成二十五年四月一日から施行する。